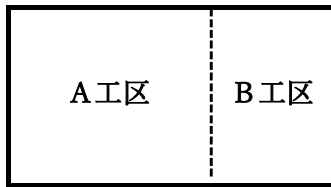


中間検査申請に係る手数料算定の取扱いについて

本取扱いは、静岡県の建築主事に中間検査を申請する場合に適用されます。他の特定行政庁や民間確認検査機関に申請する場合には、その機関にお問合せください。

1 中間検査申請に係る手数料の算定方法

中間検査申請1件につき中間検査を行う部分の床面積の合計に基づいて算定することになります。工区分けにより中間検査申請が複数回になる場合は、その申請ごとに中間検査を行う部分の床面積の合計に応じて算定します。



例えば、左図のように2工区に分かれており、A工区とB工区をそれぞれ個別に中間検査を行った場合、A工区の手数料は500超～1,000㎡以内の手数料、B工区の手数料は300超～500㎡以内の手数料の合計となります。

A工区とB工区を同時に中間検査した場合は、A・B工区の手数料は1,000超～2000㎡以内の手数料となります。

一の建築物（構造上一体）

中間検査の対象床面積

A工区 1,000㎡

B工区 500㎡

2 床面積の算定方法（詳細につきましては検査を実施する所属（建築確認検査室又は各土木事務所）にお問い合わせ下さい。）

中間検査の対象は、中間検査を申請する時点で施工されている全ての部分（主要な構造以外の部分も含む）となるため、中間検査を行う部分の床面積は、検査対象となる階までの各階の床面積の合計とします。

基礎工事に関する特定工程については、検査に係る部分の最下階の床（地下階が無い場合は1階の床）があるものとみなして床面積を算定します。

鉄筋コンクリート造にあつてははり等の配筋が、木造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造にあつてははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては床があるものとみなして床面積を算定します。床面積として算定していない部分は、不算入とします。

建方工事等に関する特定工程については、基礎の特定工程で中間検査を実施した場合、該当部分の面積を除いて床面積を算定します。

具体の算定方法については主要な構造に応じて以下のとおりです。

主要な構造	特定工程	中間検査に係る手数料算定用床面積
<u>全て</u>	<u>基礎の配筋工事</u>	<u>検査に係る部分の最下階（地下階が無い場合は1階）の床面積</u>
木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	延べ面積 <u>※基礎の特定工程に係る面積は除く</u>
鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事（一戸建て住宅については、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事）	検査の対象となる階（建て方が完了したはりが架った階）までの各階の床面積の合計 <u>※一戸建て住宅の場合は、延べ面積</u> <u>※基礎の特定工程に係る面積は除く</u>
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	検査の対象となる階までの各階の床面積の合計 <u>※地上階の階数が1の場合は、延べ面積</u> <u>※基礎の特定工程に係る面積は除く</u>
プレキャスト鉄筋コンクリート造	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	検査の対象となる階までの各階の床面積の合計 <u>※地上階の階数が1の場合は、延べ面積</u> <u>※基礎の特定工程に係る面積は除く</u>
その他の構造	屋根工事	延べ面積 <u>※基礎の特定工程に係る面積は除く</u>

平成 28 年 10 月 1 日 作成

令和 8 年 4 月 1 日 更新